

教育委員会議 傍聴受付票

令和	年	月	日実施	教育委員会議	定例会	臨時会
----	---	---	-----	--------	-----	-----

上記の教育委員会議について、傍聴を希望するので申請します。

なお、傍聴にあたっては、府中町教育委員会傍聴規則（裏面に記載）を遵守します。

申請年月日：令和 年 月 日

傍聴人氏名	傍聴人住所	備考

府中町教育委員会傍聴規則

(趣旨)

第1条 この規則は、府中町教育委員会会議規則（平成3年教委規則第8号）（以下「会議規則」という。）第19条の規定に基づき、教育委員会の会議の傍聴について必要なことを定め、会議の円滑かつ適正な運営を図ることを目的とする。

(傍聴人の申請等)

第2条 教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所その他教育長の必要と認める事項を申請し、教育長の許可を受けなければならない。

(傍聴できない者)

第3条 次の各号の一に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 会議の妨害になると認められる器物等を持っている者
- (3) 前2号のほか教育長において傍聴を不適と認める者

(傍聴人数の制限)

第4条 教育長は必要と認めたときは、傍聴人数を制限することができる。

(傍聴人の行為の制限)

第5条 傍聴人は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 飲食又は喫煙をすること。
- (2) 私語、雑談等、議事の妨害になるような行為をすること。
- (3) 議事に批評を加え、賛否を表明し、又は拍手をすること。
- (4) 教育長の許可を受けずに、写真機、録音機その他録音又は録画を目的とする機器を持ち込み、使用すること。
- (5) 前各号のほか、会議の妨害となるような挙動をすること。

第6条 傍聴人は、前条の規定に違反して教育長が退席を命じたとき、又は会議規則第8条第1項の規定により会議を公開しないことを教育長が宣言したときは、直ちに退席しなければならない。

第7条 第2条から前条までに定めるもののほか、傍聴人は、教育長の指示に従わなければならない。

第8条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、教育長が別に定める。